



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ロシア共和国民法典」邦訳（４）
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi; 佐保, 雅子 他
Citation	北大法学論集, 18(3), 147-162
Issue Date	1968-01-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16093
Type	departmental bulletin paper
File Information	18(3)_p147-162.pdf



資料

「ロシア共和国民法典」邦訳 (4)

五十嵐 清
佐保 雅子

II 個々の種類の債務

第21章 売 買

第237条 売買契約

① 売買契約により、売主は、財産を買主の所有に移転する義務を負い、買主は財産を受領し、それについて約定された金額を支払う義務を負う。

② 買主が国家的機関である場合には、「当該の機関に」財産にたいする業務管理権が発生する(第94条)。かかる権利は、法

律または定款(規程)に従い財産にたいする業務管理をおこなう他の諸機関にも発生する。

第238条 住宅の売買契約

市民または同居中の配偶者およびその未成年の子の個人的所有に属する住宅(または住宅の一部)は、本法典第108条の規定を遵守し、かつ、本法典第108条にさだめられた売却の場合を除いて、「過去」三年の期間内に一戸以上の住宅(または一戸の住宅の一部)が所有者により売却されなかったことを条件として、売買の対象たり得るものとする。

第239条 住宅の売買契約の方式

① 市または市型町に存在する住宅（住宅の一部）の売買契約は、当事者の一方でも市民である場合には、公証人により認証され、勤労者代議員地方・市ソビエト執行委員会に登録されなければならない。

② 農村居住区に存在する住宅（住宅の一部）の売買契約は、書面の方式により締結され、勤労者代議員農村ソビエト執行委員会に登録されなければならない。

③ 本条の規定は別荘の売買契約にも適用されるものとする。本条の規定の不遵守は契約の無効を招来する。

第240条 価格

① 国家的・協同組合的および社会的機関による商品の売却は、設定されている国家的価格にしたがって行われる。ただしソビエト連邦の立法によりさだめられた場合およびこれにより規定された範囲においてロシア共和国の立法によりさだめられた場合にはこのかぎりでない。

② 国家により買付けられない余剰農業生産物のコルホーズによる売却および市民による自己の財産の売却は、当事者の同意によりさだめられた価格にしたがって行われる。

第241条 売却物にかんする第三者の権利につき買主に予告する売主の義務

売主は、「売買」契約締結に際して、売却される物にかんする第三者のすべての権利（賃借権、担保権、終身的利用権等）につき、買主に予告する義務を負う。この規定の不履行は、買主に対し、代金の減額または契約の解除および損害の賠償を請求する権利を与えるものとする。

第242条 売却物についての売主の保管義務

① 所有権または業務管理権が、物の引渡以前に買主に移転する場合には（第135条）、売主は、「当該の物の」引渡時まで、その「価値の」減減を招かずに物を保管する義務を負う。

② 買主は、契約によりさだめられている場合には、「保管のため」必要費を償還しなければならない。

第243条 売主の売却物引渡義務不履行の効果

売主が契約に違反して売却された物を引渡さない場合には、買主は、売主にたいし、「目的」物の引渡および履行の遅滞により惹起せしめられた損害の賠償を請求する権利を有し、または契約を解除し損害の賠償を請求する権利を有する。

第244条 買主の購入物受領または代金支払いの拒否の効果

買主が契約に違反して購入物の受領または約定された代金の支払いを拒否した場合には、売主は、買主に対し、「目的」物の受領および代金の支払いを請求し履行の遅滞により惹起せしめられた損害の賠償を請求する権利、または、契約を解除し損害の賠償を請求する権利を有する。

第245条 売却物の品質

① 売却物の品質は契約の条件に適合しなければならない。契約により指示されていない場合には、通常提起される要求に適合しなければならない。

② 取引機関による売却物は、国家的基準、技術的条件または当該種類の物につき設定された見本に適合しなければならない。

ただし当該種類の売買契約の性質から別段の「要件が」生ずる場合はこのかぎりでない。

第246条 不適当な品質の物を売渡された場合の買主の権利

① 不適当な品質の物を売渡された買主は、「当該の」瑕疵が売主により予め明示されていない場合には、自己の撰択により以下のいずれかを請求する権利を有する。

契約により「当該の」種類の特徴によりさだめられていた物を適当な品質の物と交換すること

代金の相当な減額

売主による瑕疵の無償の除去または補修のための買主の費用を補填すること

買主に対する損害賠償を伴う契約の解除

② 小売企業において物を売渡された人のかかる権利の実現は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる手続きによって行われるものとする。

第247条 売却物の瑕疵にもとづく請求権行使の期間

① 売却物の瑕疵が買主にたいする物の引渡以前に売主により予め明示されていない場合には、買主は、売主に対し瑕疵発見の後遅滞なく、ただし、物の引渡の日から六ヶ月以内に——建物の瑕疵については、建物が買主の占有に移転した日から一年以内に——これらの瑕疵にもとづく請求権を行使することができる。建物の引渡の日が確定し得ない場合または当該の建物が売買契約の締結以前から買主の占有下にある場合には、契約締結の日から一年以内とする。

② 小売り機関により売却された物の瑕疵にもとづく請求申立については、ロシア共和国閣僚会議により「前項のさだめ」と異なる期間をさだめられ得る。

第248条 保証期間を付された売却物の瑕疵にもとづく請求

① 小売り機関を通じて売却された物に本法典第241条にしたがって保証期間が付されている場合には、この期間は、小売りの日から起算されるものとする。買主は、売主に対し保証期間内に「当該の」物の正常な利用を妨げている売却物の瑕疵にもとづく請求権を行使することができる。

② 売主は、瑕疵が買主による物の用法違反または「不良な」保管方法の結果発生したことを証明しない限り、物の瑕疵の無償排除を保障し、または適当な品質の物との交換を行い、もしくは、買主により支払われた代金の返還と引替えに「当該の」物を引取らなければならない。

③ 売却物の瑕疵にもとづく請求権行使のために本法典第241条に規定する期間より短期の保証期間が定められている場合には本法典第247条所定の期間が適用されるものとする。

第249条 売却物の瑕疵にかんする出訴期間

売却物の瑕疵にもとづく訴えは、請求権行使〔Заявление〕の日から六ヶ月以内に提起され得るものとする。ただし、請求権が行使されない場合および請求権行使の日を確定し得ない場合には、かかる瑕疵にもとづく請求権行使のためにさだめられ

る期間（第247条および第248条）の満了の日から提起され得る。

第250条 買主にたいし物の押収にかんする訴えが提起された場合の売主の義務

① 物の売却に先立って発生した理由により第三者が買主にたいし「当該の」物の押収にかんする訴えを提起した場合には、買主は売主を訴訟に参加させる義務を負い、売主は「当該の」訴訟において買主の側に参加する義務を負う。

② 買主が売主を訴訟に参加させなかった場合には、売主は、自己が「当該の」訴訟に参加した場合には売却物が買主から押収されることを阻止し得べきであったことを証明したときに、買主に対する責任を免除される。

③ 買主により参加を要請されたにも拘わらず「当該の」訴訟に参加しなかった売主は、買主による訴訟進行の不正当性を立証する権利を奪われるものとする。

第251条 買主が裁判により物を没収〔орыжжение〕された場合における売主の責任

① 裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所の判決により買主から売却物が押収された場合には、売主は買主にたいして与えた損害を賠償しなければならない。

② 売主が売却物についての第三者の権利の存在を知りながら買主にたいして予め告知しなかった場合には、売主の責任の排除または制限にかんする当事者の合意は無効とされる。

第252条 商品の信用販売

① 長期にわたり使用される商品は、ロシア共和国関係会議によってさだめられる場合および手続にしたがい、市民にたいして小売り企業により信用販売（分割払いを含む）され得る。

② 商品の信用販売は、販売の日に実施されていた価格によって行われる。信用販売された商品の価格のその後の変動は、新規の計算を招来しない。

③ 信用販売された商品の所有権は、本法典第155条の規定にしたがい、買主に発生する。

第253条 売主の終身扶養を条件とする住宅の売買

① 年令または健康状態により労働能力のない売主の終身扶養を条件とする住宅の売買契約によって、売主は住宅またはその一部を買主の所有に移転し、買主は購入代金の支払いとして、売主に対し、その生存中、現物による物質的保障——住居、食糧、看護および必要な援助——を提供することを義務づけられる。

② 買主は、売主の終身扶養を条件とする住宅の売買契約により

住宅の偶発的滅失の場合においても、「当該の」契約によって自己の引受けた義務を負うものとする。

③ 売主の生存中、買主による住宅の処分は許容されない。

第254条 売主の終身扶養を条件として売却された住宅の売買契約の消滅

① 売主の終身扶養を条件とする売買契約は以下の場合には解除され得る。

買主が「当該の」契約により引受けた義務を履行しない場合には、売主の請求によって。

買主と無関係の事情により、その物質的狀態が約定された扶養を売主に対して提供し得ない程度に変化した場合または売主が労働能力を完全に回復した場合には、買主の請求によって。

② 売主の生存中に買主が死亡した場合には、契約は消滅する。

③ 契約が前二項の事由により消滅した場合には、住宅は売主に返還されなければならない。契約の解除以前に売主の扶養のために買主により支出された費用は賠償されない。ただし、契約の解除が売主の労働能力の回復によりなされた場合には、売主は住宅の返還を請求することはできず契約によりさだめられた居住部分にたいする終身的無償利用権のみを保有する。

第255条 交換契約

① 交換契約により、当事者間において、ある財産と他のものと

の交換 [freewill] が行われる。

③ 交換契約には、本法第37条―第39条および第41条―第42条の規定がそれぞれ適用される。この場合には、交換契約の各当事者は、その提供した物の売主であり、受領する物の買主であるとみなされる。

③ 当事者の一方または双方が国家的機関である交換契約は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定される場合および手続きによってのみ締結され得る。

第23章 贈 与

第256条 贈与契約

① 贈与契約により、当事者の一方は相手方に対し財産を無償でその所有に移転する。

② 贈与契約は財産を引渡した時に締結されたものとみなされる。

③ 市民によってなされる国家的・協同組合的および社会的機関への財産の贈与は、「当該の」財産を一定の社会的に有益な目

的のために利用する条件を付することができる。

第257条 贈与契約の方式

① 総額50ルーブルをこえる贈与契約は、公証的に認証されなければならない。

② 市民によってなされる国家的・協同組合的および社会的機関への財産の贈与契約は、簡易な文書の方式で締結され得る。

③ 住宅の贈与契約は、本法典第39条に規定される方式によって締結されなければならない。

第24章 納 入

第258条 納入契約

① 納入契約により、「当事者たる」機関双方にとって拘束力を有する生産物分配計画化行為にしたがい、納入者たる機関は、一定の期日または期間に、一定の生産物を、買主（注文者）たる機関の所有または本法第94条、第111条および第135条によりその業務管理下に移転する義務を負い、買主たる機関は、生産物を受領し、約定価格でその代金を支払う義務を負う。

② 「当事者たる」機関相互間の裁量によって締結され、これにより、納入者が、計画化手続きにおいて分配されない生産物を契約締結時とは異なる時期に買主に引渡すべき義務を負う契約

もまた納入契約である。

③ 契約締結を経過しない生産物の納入は、ソビエト連邦關係會議またはロシア共和国關係會議によりさだめられる場合にのみおこなわれる。

第259条 生産物の未納または不選別

① 約定期間に、納入者により納入されなかった、または買主により選別されなかった部分の生産物は、納入規程、個々の種類の生産物についての特別納入要件（本法典第265条）または契約によりさだめられる手続および期間において、納入（選別）されなければならない。

② 買主は、納入者に通知したのち、納入の期日におくれた生産物の受領を拒絶することができる。ただし契約に別段のさだめのある場合にはこの限りでない。納入者が買主の通知をうける以前に生産物を発送した場合には、買主はこれを受領しその代金を支払う義務を負う。

第260条 納入生産物の品目

① 生産物は、契約によりさだめられる品目により納入されなければならない。

② さだめられた品目中のひとつの種類の生産物が、契約のさだ

める量より多く納入された場合には、他の種類の生産物の未納分の補填として加算されない。ただし、かかる納入が買主の同意を得ておこなわれた場合にはこの限りでない。

③ 品目中の個々の種類の生産物の未納については、生産物の総額が、契約によりさだめられた期間内に納入された場合においても、納入者は約定の違約金を支払うものとする。

第261条 納入生産物の品質

① 納入生産物の品質は、国家的標準規格、技術要件または見本に適合しなければならない。契約により、国家的標準規格、承認された技術要件または見本に比してより高度な品質の生産物の納入をさだめることができる。

② 国家的標準規格、承認された技術要件または見本によって要求される（品質に比して）より低い品質の生産物が納入された場合には、買主は、その受領および代金の支払いを拒絶する義務を負う。買主が当該の生産物につき、その代金をすでに支払っているときには、払い込まれた全額が返還されなければならない。

③ ただし、納入された生産物の瑕疵が、それを納入者に返還することなく除去され得る場合には、買主は、生産物の所在地に

において瑕疵を除去することを納入者に要求し、または自己の手段により納入者の計算において瑕疵を除去する権利を有する。

④ 納入された生産物が、国家的標準規格または技術要件には合致しているが、約定された等級より低いものであることが判明した場合には、買主は、当該の等級の生産物につきさだめられた価格による支払いと同時にこれを受領するか、または、その受領および支払いを拒絶する権利を有する。

第262条 納入生産物の瑕疵にかんする出訴期間

不適當な品質の生産物の納入から発生する訴えについては、買主が、自己に納入された生産物の瑕疵を相當な手続きにより確認した日から、6ヶ月の出訴期間がさだめられる。

第263条 納入生産物の瑕疵に関連する請求の申立期間

① 買主が、自己に納入された生産物の瑕疵で、通常の「方法による」受領の際には発見され得ないものを確認する期間および手続き、ならびに、不適當な品質の生産物の納入から発生する請求を納入者に対して申立てる期間および手続きは、ソビエト連邦の立法によりさだめられる。

② 長期にわたる利用または保管を予定される生産物に関しては、国家的標準規格または技術要件によって、買主が前項の瑕

疵を相當な手続きにより確認したのち当該の瑕疵の除去または生産物の交換を納入者に請求するために、より長期の期間（保証期間）をさだめることができる。納入者は、保証期間の付された生産物の瑕疵を無償で修繕し、または当該の生産物を交換する義務を負う。ただし、納入者が、当該の瑕疵が、買主によるその生産物の利用または保管規則違反の結果発生したことを証明した場合はこの限りでない。

③ 契約により、「国家的」標準規格もしくは技術要件によりさだめられていない保証期間、または、「国家的」標準規格もしくは技術要件のさだめるものによる長期の保証期間をさだめることができる。

④ 小売り機関を経て販売される日用品にかんしては、保証期間は物の小売りの日から起算される（第248条）。

第264条 納入生産物の「部品」定数

① 生産物は、国家的標準規格、技術要件またはカタログの要求するところにしたがい、「部品」定数の不足なしに納入されなければならない。「部品」定数が、国家的標準規格、承認された技術要件またはカタログによりさだめられていない場合には必要の「生じた」ときに、これを契約によりさだめることができる。

きる。

② 買主は「部品」定数を欠く生産物の納入の場合には、当該生産物に不足する「部品」定数の補充、または、「部品」定数を欠く生産物と「部品」定数に不足のない生産物との交換を請求する義務を負い、「部品」定数の補充または交換がなされるまで代金の支払いを拒絶する義務を負う。生産物の代金がすでに支払われている場合には、買主は、支払われた代金全額の返還を請求する義務を負う。

③ 当事者の合意によりさだめられた期間内に納入者によって生産物の「部品」定数の不足が補充されない場合には、買主は、生産物（の受領）を拒絶する権利を有する。

第265条 納入規定および納入特別要件

納入契約は、ソビエト連邦関係会議により承認される納入規程、ソビエト連邦関係会議によりさだめられる手続きによって承認される個々の種類の生産物の納入特別要件、およびソビエト連邦関係会議により決定される場合にはロシア共和国関係会議によりさだめられる手続きによって承認される個々の種類の生産物の納入特別要件にしたがって締結され履行されなければならない。

第266条 納入契約違反にたいする責任

① 本法典第265条のさだめる「納入」規程および特別要件にしたがい、納入契約上の義務違反にたいしては、違約金（罰金、延滞金）および損害（賠償金）が執行される。

② 不適当な品質または「部品」定数不足の生産物の納入の場合には、買主は、納入者にたいして、約定の違約金（罰金）を執行し、これに加えて、かかる納入により惹起せしめられた損害（賠償金）を、違約金（罰金）を算入せずに執行する。

第25章 コルホーズおよびソフホーズの農業生産物の国家買付

第267条 農業生産物予約買付契約

コルホーズおよびソフホーズからの農業生産物の国家買付は、農業生産物買付計画およびコルホーズおよびソフホーズにおける農業生産発展計画にもとづき締結される予約買付契約によっておこなわれる。

第268条 予約買付契約の内容

① 予約買付契約においては、以下のことがさだめられなければならない。

農業生産物の数量（生産物の種類別に）、品質、送付の期

日、手続きおよび条件、交付地。

送付された機関および企業が、生産物を適時に受領し約定の価格により代金を支払う義務およびコルホーズに前渡金を交付する日および金額。

農業生産物の生産および受入地点および企業への生産物輸送の組織化につきコルホーズおよびソフホーズに対する援助供与の義務。

義務不履行の場合における当事者の相互的財産的責任。

② 予約買付の典型契約は、ロシア共和国関係会議によりさらだめられる手続きにより承認される。

解 説

一、売 買

(a) 売買契約の定義 新民法典第237条第1項は「基礎」第9条第1項をそのまま承継しているが、第2項後段においては、「法律または定款（規程）に従い財産にたいする業務管理をおこなう他の諸機関」にあっても、購入された財産に対する業務管理権が発生することを明示した。これらの諸機関には、たとえば、コルホーズ連合体および協同組合的・社会的機関に付設されている副業的企業などが含まれる。

(b) 住宅売買の特別要件 新民法典第238条は、市民による住宅

の売買につき特別な要件をさだめた。本条によれば、まず第一に市民および同居している配偶者またはその未成年の子の所有に属する住宅の売買にあたっては、第186条の規定を遵守すべきことが要求されている。つまり、市民は、その個人的所有に属する住宅を譲渡するまでは、他の住宅を購入し得ないわけである。ただし自己の所有に属する住宅の譲渡契約と、他の住宅を購入する契約を市民が同時に締結する権利までを奪うものではない。なお、市民の個人的所有に帰属し得る住宅の居住面積を制限する規定（第188条第4項および第5項）が、売買契約締結にあたって遵守されなければならないとされていることは注目に値する。

第二に、本条は、所有者が、過去三年以内に戸以上の住宅（住宅の一部）を売却したことが明らかな場合には、市民による売買契約の締結を認めていない。しかし、この規定は合理的に解釈すべきであるという主張がなされている。たとえば、自己の住宅の一部を売却した市民が、この契約締結後三年を経過しないうちに、他の土地への移転のため残余の部分の売却を希望する場合には、本条は障害にならないと解すべきであろう。ただし、残余部分の売却に際しては、優先買取権について規定する新民法典第

120条の適用があることはもちろんのことである。また、市民は、新民法典第107条により、一戸をこえる住宅が、法律で認められる事由によって自己または同居している夫婦およびその未成年の子の個人的所有に帰属した場合には、任意の一戸を選択し残りを取得後一年以内に他に譲渡しなければならないことになっている。この第107条による売却には本条は適用されないことを新民法典は明示した。したがって市民は過去三年以内に自己所有の住宅またはその一部を売却したことを理由に、自己および配偶者またはその子が相続により取得した家屋を保有することは許されない。

コルホールズ内にある住宅の売買契約は、当該コルホールズの運営につき権限を有する機関（總會または代議員會など）により、買主に対して、付属地の利用が許可された場合にのみ、農村ソビエトへの登録が可能である。

新民法典第239条は住宅の売買契約の方式をさだめたものであるが、これは一九二二年民法典と全く差異がない。住宅および別荘の買主に所有権が発生する時期は、本条所定の各ソビエト執行委員會への登録のときである（新民法典第135条第2項参照）。

(c) 価格 国家的・協同組合的および社会的機関による商品の売却は、原則として、設定された国家的価格によっておこな

われる（新民法典第240条）。一九五八年からソビエト連邦閣僚會議により価格問題についての委員會が設けられているが、工業生産物および農業生産物の価格決定はこの委員會でおこなわれる。

コルホールズは、國家買付の対象とならなかった余剰生産物を、買主との合意が成立した価格で売却することができ、市民は同様に自己の財産を売却することができる（同条第2項）。新民法典がこのような場合に行政手続による不変の価格の設定を直接に禁止したことは重要な意義を有するものである。

(d) 当事者の権利および義務 一九二二年民法典第187条は、引渡し前に買主に所有権が移転した物についてのみ売主の保管義務をみとめていた。新民法典第242条第1項は、これに加えて、業務管理権の移転の場合についても保管義務を規定し、解釈上疑問が生ずる余地をなくしている。

第243条および第244条は、売主および買主の債務不履行の効果につき規定しているが、これらは一九二二年民法典第189条および第190条をそれぞれ承継したものにすぎない。

第245条ないし第249条は、売買の目的物の品質ならびに目的物に瑕疵があった場合における契約当事者の権利および義務をさだめている。一九二二年民法典は、あらわれている瑕疵とかくられた瑕

疵を区別し、前者については、買主が異議をとどめることなく目的物を受領した場合には、売主は責を負わないものとしていた（一九二二年民法典第199条—第197条）。新民法典によれば、瑕疵があらわれているとかくれているとを問わず、売主による事前の明示がない場合には、買主は、第246条第1項各号所定の請求権を自己の選択により行使し得ることになる。小売企業における瑕疵ある物の買主については、「基礎」第41条第3項にもとづきロシア共和国閣僚会議のさだめる手続きによる旨が新民法典第246条第2項に規定された。従来、このような場合は、ソビエト連邦・ロシア共和国通商大臣のさだめる手続きおよび諸条例により買主の救済がはかられていたが、売主に対して提起し得る各種の請求のうちいづれかを選択する権利が買主に帰属するかどうかがかならずしもはっきりしていなかった。同条1項が買主の選択権を明定した以上、小売り企業における買主だけを特に区別する必要はないと思われるので、この原則の適用がロシア共和国閣僚会議によって承認され、現行の条例は改正されることになるであろう。同様のことが保証期間を付して小売りされた商品についても言い得る。この期間は第243条にしがたつて付され、小売りの日から起算される（第248条第1項）。売主は、瑕疵が買主による物の用法違反

または不良な保管方法の結果発生したことを証明しないかぎり、物の瑕疵を無償で排除するか、または適当な品質の物と交換するか、あるいは代金を返還して物を引取することを義務づけられているが（同条第2項）、このいづれかを選択する権利は買主の側にあると考えられるからである。

一九二二年民法典では物の瑕疵にかんする出訴期間は引渡時から六ヶ月—建物については一年—とされ、当事者の合意によりこの期間を延長することをみとめていた。新民法典は、裁判外の請求をなし得る期間を、同様に引渡の日から三ヶ月—建物については買主による占有開始の日から一年—とさだめ（第247条第1項）、出訴期間をこの請求権行使の日から六ヶ月とした（第248条本文）。この期間は、当事者の合意によって変更することはゆるされない。請求権が行使されない場合や、行使の日を確定し得ない場合には、第247条および第248条新定の期間が満了した日から訴の提起がみとめられる（同条ただし書）。

(e) **商品の信用販売** 従来、商品の信用販売は、一九五九年八月一二日のソビエト連邦閣僚会議の決定、一九六五年三月九日のロシア共和国閣僚会議令および他の条例によって規制されていた。新民法典は近年この方法が普及されてきたのに伴いあらたに

一個条をこれに充てている。耐久消費財については、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる場合および手続きで、小売り企業における分割払いその他の信用販売が認められた(第252条第1項)。価格は販売の日の価格によるものとされ、のちに増減があっても改めて計算しなおすことはできない(同条第2項)。所有権の発生は第135条にさだめる一般原則により(同条第3項)商品の引渡時に買主に移転し、代金完済まで売主に留保されることはない。商品の引渡時から買主には完全な所有権(第92条)が帰属し、処分権についても何の制限もうけない。

(f) 終身扶養を条件とする住宅の売買 第233条および第234条は売主の終身扶養を条件とする住宅の売買を規制するものである。

これは他の共和国の民法典にもみられない独特な売買契約である。この契約の締結により、売主は住宅またはその一部を買主の所有に移転し、買主は購入代金の支払いとして、売主の生存中、現物による物質的保障——住居、食糧、看護およびその他売主が必要とする援助——をなす義務を負う(第233条第1項)。契約當事者たり得るものは市民のみであり、さらに、売主たり得る者は老令または健康状態により労働能力のない市民に限られる。老令を理由とする労働無能力の場合については、老令年金の受給資格

の発生する年令——男子60才女子55才——が一応のめやすとなる(一九五六年八月四日のソビエト閣僚会議令 №104「国営保険の支払開始手続きにかんする規定」第15条参照)。契約は住宅の売買契約の方式をさだめる第239条の規定に則って締結されなければならない。

所有権が買主に移転して後に住宅が偶発的事由により滅失した場合においても、買主は、売主に対する終身的扶養義務を免れない(同条第2項)。これは危険負担における債権者主義の原則(第138条)に照応するものである。

売主の生存中、買主が住宅の処分をなし得ない(同条第3項)のは、契約の性質上当然のことである。

買主が契約上の義務を履行しない場合には売主の請求によりこの契約は解除され、また買主の経済状態が外的事情により悪化し、売主に対する扶養ができなくなった場合および売主が労働能力を完全に回復した場合には買主の請求によって同様に解除される(第234条第1項)。売主の生存中における買主の死亡は契約の消滅事由である(同条第2項)。この場合、当該の住宅は相続の対象とはならない。

終身扶養条件付住宅売買契約が解除または消滅した場合には、

住宅は返還されなければならないが、それまで扶養のために支出された金貨は補償されない。ただし、買主の労働能力の回復を理由とする解除の場合には、売主は住宅の返還請求権をもたず、契約によりさだめられた自己の居住部分にたいする終身の無償利用の権利のみを有する（同条第3項）。

二、交換および贈与 新民法典第22章および第23章の各一個条ずつがそれぞれ交換および贈与にかんする規定である。

(a) 交換契約には売買にかんする第237条——第239条および第241条——第251条がそれぞれ適用される（第255条第2項）。交換契約の両当事者が市民である場合には、法律によりさだめられる場合をのぞき、契約の締結および交換の目的物には何の制限もないが当事者の一方または双方が国家的機関である場合には、立法によってのみゆるされる（同条第3項）。

コルホーズの農業生産物の仲介をおこなっている消費協同組合は、国家的販売組織をとおして他の市の消費協同組合との間で、生産物の交換をすることができる。

(b) 贈与契約は目的物たる財産を引渡したときに締結されたものとみなされる（第256条第2項）。市民が国家的・協同組合のおよび社会的機関に財産を贈与する場合には、その財産を社会的に

有益な目的のために利用すべきことを条件づけることができる（同条第3項）。受贈者たる機関がこの条件にふさわしくない目的のために財産を利用した場合には、贈与者たる市民は契約を解除して、当該の財産の返還を請求できると解されている。しかし、それよりも、贈与の目的に適った利用方法を採るように社会的に影響をおよぼし得る方法で呼びかけたり、相応な他の機関に移転するように申し入れたりするほうがより望ましいことは言うまでもないことである。

三、納入および農業生産物の予約買付

(a) 納入契約は、市民法的側面からみれば売買契約の一種ともかんがえられる。しかし、新民法典は、「基礎」の編別にしたがい、これを売買契約と区別して独立の章をもうけて居る。納入契約は、第258条——第266条により規制されるが、これらの諸規定は「基礎」第3章のそれを忠実に再現したものである。

社会主義的諸機関の間での生産物の流通はつきのようなしくみで行われる。まず、生産物の分配の計画化をうけもつ計画機関は前年度中に各機関が作成した生産計画と各機関から提出された原料・資材の申請をもとにして生産物分配計画をつくり、この計画の個々の部分を計画課題として生産物を納入する機関とこれを受

領する機関とにおろす。つまり、納入機関と受領機関は計画化行為自体によってあらかじめ特定されるわけで、この二個の機関は計画課題の内容につき協議し、これを具体化した契約を締結することを義務づけられる。この契約が納入契約である。納入契約は、計画課題の内容をさらに詳細に明示したものとなる。計画課題は、生産物の品目、数量、納期などをさだめるものであるが、納入契約においては、生産物の正確な品目、種類（柄やデザインなど）、品質、納期と納入方法、価格総額とその支払方法、納期がまもられなかった場合の違約金などを確定する。

この契約内容は計画課題に合致していなければならず（第159条2項、第208条1項）、これに反して締結される契約は無効である。（当事者の債権債務関係の発生事由は、計画化行為なのか締結された契約なのかという問題および両者の関連をいかにとらえるべきかという問題などが、このすぐれて社会主義的な計画契約の典型としての納入契約の法的性質をめぐって論じられている。この詳細については藤田勇「社会主義的所有と契約」146頁以下参照）。

納入契約の締結は当事者たる機関双方にとって相手方を選択する自由のない行政法上の義務であり、契約の締結に際して発生する紛争は、相当する仲裁機関（第三者仲裁裁判所）によって解決

される（第168条参照）。

納入契約はソビエト社会における計画経済主義の遂行にとって非常に重要な役割を果すものであるから、その履行はきびしく規律される。約定された品目が個別的にさだめられた納期においてそれぞれ遅滞なく納入されなければならず（期限前の納入に受領機関の同意を必要とすることは第173条参照）、納入機関は、納期におくれたものについては、生産物の総量が約定期間内に納入された場合にも違約金の支払いを免れない（第208条第3項）。また、品質についても一定の水準以上のものが要求され（第201条第1項）、受領機関は、低位の品質の生産物が納入された場合には、その受領および代金の支払いを拒絶することを義務づけられている（同条第2項）ことは注目に値いする。

納入契約の履行については、ソビエト債権法の基本原則である現物履行の原則がとりわけ大きな意義を有している。債権者たる受領機関は計画課題が失効しないかぎり計画を遂行する責任を負っているわけで、債務者たる納入機関の債務不履行が発生した場合においても違約金および損害金を取り立てることはできるが（第206条）、契約の解除はゆるぎされない。（この点については「債権総則」の解説北法一七卷四号六九一頁以下参照）。

料

(b) 「基礎」第4章を承継して、新民法典は、第25章において農業生産物の予約買付制度を規定した。

資

コルホーズおよびソフホーズの農業生産物の国家買付は、買付計画および農業生産発展の計画にもとづいて締結される予約買付契約によって行われ(第267条)、この契約には、生産物の種類ごとに、数量、品質、送付期日、受領機関の義務、債務不履行の場合の両当事者の責任等が約定されなければならない(第268条第1項)。典型契約はロシア共和国関係会議のさだめる手続きにより承認される。

国家買付にかんする基本的方針は一九六五年三月、ソビエト連邦閣僚会議によって承認された共産党中央委員会の決定「ソビエト連邦における農業経営のよりいっそうの発展のための緊急措置について」によってその大綱が示されている。